

主 文

我等は交通事故特別裁判法の即時制定を要求す。

理 由

我々交通労働者が交通事故のため裁判を受くるに當り、他の破廉恥罪同様の取扱ひを受くるは甚だ遺憾である。元來交通事故は労働過重(特に長時間に亘る労働)或は設備の不完全及び交通道徳の欠如に基くことが多いのである。他の労働に從事する労働者にありては毎日の労働過程に於て多少の過失があつたとしても、是に依つて直に處罰を受くる如きことは殆んど無い。等しく實労働に從事するものが、斯かる差別的境遇に置かることとは不合理である。

此のために交通事故特別裁判法を要求するものである。

實 行 方 法

機会ある毎に之れを強調し、其法律的事項に關しては同盟法律部員を顧問として實際運動に着手すること其の一切の準備は新中央委員に一任。

勞 動 組 合 法 即 時 制 定 要 求 の 件

全國勞働組合同盟本部提出

決 議

勞 動 組 合 法 要 約

本大會は左記要綱を具備する勞働組合法の即時制定を要求す。

一、本法に於て勞働組合と稱するは勞働條件の維持改善及其他被傭者の共同利益の保護増進を目的とする被傭者の團体又はその聯合を謂ふ。

二、本法の適用を受けんとする勞働組合の代表者は組合規約を添へ主たる事務所所在地の地方長官に届出ることを要す。

三、勞働組合規約には左の事項を記載する事を要す。

(一)名稱 (二)目的 (三)主たる事務所 (四)組合の資格に關する規定 (五)組合員の加入脱退に關する規定 (六)組合の大會其の他の會議に關する規定 (七)組合の執行機關並に其他役員の權限資格及任免に關する規定 (八)加入金及組合費並に會計に關する規定 (九)組合規約の變更に關する規定 (十)組合の聯合及合併に關する規定

規定 四、勞働組合並に其の事業に對しては諸稅を賦課せず。

五、勞働組合は勞働爭議につき、役員其他組合員が他人に加へたる損害を賠償する責に任せず。

六、雇主はその代理人は勞働組合員たる故を以て被傭者を解雇する事を不得す。雇主又はその代理人は被傭者を若くは貼付を爲したるの故を以て處罰せらるることなし。

七、勞働組合が雇主又はその團體と勞働協約を締結したる場合に於て之に反する組合員と雇主との單獨契約條項は之を無効とす。

八、勞働組合の役員又は組合員は勞働爭議遂行の目的を以て監視、訪問、不實同盟、團體的示威又は文書の頒布

若くは貼付を爲したるの故を以て處罰せらるることなし。

九、勞働組合の組合員たる未成年者又は有夫の女子は組合員としての行為に關し法定代理人の同意又は夫の許可